

**独立行政法人労働政策研究・研修機構の
保有個人情報の開示請求に係る手数料の額の定め**

1．開示請求に係る手数料（以下「手数料」という。）

開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書（以下「保有個人情報文書」という。）1件につき300円

2．手数料の納付は、次のいずれかの方法によるものとする。

- 一 事務所窓口における開示請求の場合は現金による納付とする。
- 二 郵送による開示請求の場合は、独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の指定する銀行口座への振込とする。銀行振込による場合、事前に「保有個人情報開示請求書」を郵送し、機構からの振込依頼の連絡を受けた後、納付を行うこととする。

3．保有個人情報文書の開示を受ける者は、郵送料を納付して、当該保有個人情報文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。